

資料

I 策定の経緯

① 会議等

期 日	会 議 名 等	内 容 等
令和4年 6月22日	文教警察企業常任委員会	・ 策定の概要(スケジュール等)について
7月 7日	第1回県スポーツ推進審議会	・ 現計画に基づく本県スポーツ推進の現状と課題について ・ 次期計画策定の方向性について
9月21日	第1回宮崎県教育振興基本計画策定懇話会	・ 次期計画策定に向けて
10月31日	第2回宮崎県教育振興基本計画策定懇話会	・ 次期計画(骨子案)について
11月	第2回県スポーツ推進審議会(書面)	・ 次期計画(骨子案)について
11月15日	11月定例教育委員会	・ 次期計画(骨子案)について
12月 1日	文教警察企業常任委員会	・ 次期計画(骨子案)について
令和5年 1月23日	第3回宮崎県教育振興基本計画策定懇話会	・ 次期計画(素案)について
2月 8日	第3回県スポーツ推進審議会	・ 次期計画(素案)について
2月15日	2月定例教育委員会	・ 次期計画(素案)について
3月 7日	文教警察企業常任委員会	・ 次期計画(素案)について
5月30日	5月定例教育委員会	・ 計画案付議
6月	県議会6月定例会	・ 6月21日 審議 ・ 6月28日 議決

② 意見聴取等

期 日	事 項	内 容 等
令和4年 5月31日	大学生との意見交換等（1回目） 対象：教員志望の学生	<ul style="list-style-type: none"> ・本県教育の課題について ・課題への対策として必要な取組について
6月～7月	中学生、特別支援学校生への意見聴取 対象：県内中学生・特別支援学校生	
6月29日	教職員との意見交換等（1回目） 対象：採用2年目教員（県立学校・特別支援学校）	
7月14日	教職員との意見交換（2回目） 対象：中堅教員（全校種）	
8月4,5日	教職員への意見聴取（3回目） 対象：採用1年目教員（全校種）	
8月 6日	大学生への意見聴取（2回目） 対象：教員志望の学生	
8月～9月	市町村教育委員会及び各県立学校長への意見聴取（1回目）	
9月17日	高校生への意見聴取（1回目） 対象：教員志望の県内高校生	
8月24日 9月24日	高校生との意見交換（2回目） 対象：県高校総合文化祭生徒会交流参加の高校生	
9月～11月	社会教育関係者への意見聴取 対象：県社会教育委員 ※11月7日に意見交換実施	
9月～11月	P T A関係者への意見聴取 対象：①県P T A連合会理事 ②県高校P T A連合会役員 ※①11月25日、②11月11日に意見交換実施	
9月～11月	大学生からの意見聴取（3回目） 対象：県内小学校教員志望の学生 ※11月2日に意見交換実施	
10月	市町村教育委員会及び各県立学校長への意見聴取（2回目）	・次期計画（骨子案）について
12月～1月	みやぎきの教育に関する調査	・公立小・中学校及び県立学校の児童生徒、保護者、教諭等を対象とした意識調査の実施
令和5年 3月16日 ～4月14日	計画（素案）に係るパブリックコメントの実施	・次期計画（素案）について

2 宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員名簿

(役職名等は、令和5年3月末現在、五十音順、敬称略)

氏名	役職名等	備考
荒武 真奈美	宮崎市立宮崎西小学校長	
鬼束 雅史	県立宮崎北高等学校長	
甲斐 勝弘	(学校法人日章学園) 日章学園中学校・高等学校長	
川崎 友裕	株式会社MJC代表取締役社長	
椎葉 恵子	学校法人西都学園あいいく幼稚園長	
中竹 佳奈	宮崎県PTA連合会副会長	
長鶴 美佐子	宮崎県立看護大学特任教授	
長友 宮子	株式会社ナチュラルビー代表取締役	
中村 千寿	公益財団法人宮崎県立芸術劇場事務局長兼企画広報課長	
中山 隆	一般財団法人こゆ地域づくり推進機構 教育イノベーション推進専門官	
西田 幸一郎	宮崎市教育委員会教育長	副座長
松田 智香子	九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科准教授	
松田 律子	県立清武せいりゅう支援学校長	
山川 文恵	宮崎県特別支援学校PTA連絡協議会長	
吉村 功太郎	宮崎大学大学院教育学研究科教授	座長
脇山 富夫	宮崎県高等学校PTA連合会長	

3 用語の説明

- 本文中に※印のある用語について、その解説を掲載しています。
(複数のページに記載のある用語については、下線部ページに解説を掲載)

数字・アルファベット

12学級 (P90)

国は、1学校当たりの標準学級数を12学級以上18学級以下と規定。

1130県民運動 (P61)

読み方は「いちいちさんまる」県民運動。県民の運動実施率の向上を図るため、「1週間に1回以上、30分以上は運動・スポーツをしましょう」を合い言葉として推進している県民運動。

AI (Artificial Intelligence) (P46, 56)

人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。「人工知能」とも呼ぶ。

ALT (Assistant Language Teacher) (P53)

小学校の外国語活動や、中学校及び高等学校等の外国語の授業で教員を補助する外国人等。

DX (Digital Transformation) (P7, 58)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

DE & I (Diversity, Equity and Inclusion) (P7)

「多様性」、「包摂性」「公平・公正」の各単語の頭文字。

ESD (Education for Sustainable Development) (P6, 27, 52, 54, 55)

持続可能な開発のための教育。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

G I G A スクール構想 (P7)

G I G Aは「Global and Innovation Gateway for All (全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味し、学校における児童生徒1人1台端末と高速通信ネットワークの一体的整備を進める文部科学省の取組のこと。

ICT (Information and Communication Technology) (P7, 16, 37, 40, 45, 46, 47, 48, 56, 78, 100)

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

NPO (Non-Profit Organization)

(P7, 21, 67, 68, 86, 87, 98)

様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のこと。「特定非営利活動促進法」によって認証を受けたNPOを「NPO法人」という。

Off-JT (Off the Job Training) (P81)

学校外における研修(県教育研修センター等で行う研修)。

OJT (On the Job Training) (P81)

学校内での日常の職務を通して、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取組。

PDCAサイクル (P98)

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

Society5.0 (P6, 19, 67)

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会を指し、第5期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。そこで実現される社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されて新たな価値が生まれ、人工知能(AI)やロボットなどの技術により、少子高齢化や地方の過疎、貧富の格差など、様々な課題や困難が克服されるとされている。

SNS (Social Network Service) (P36, 37, 71, 89)

人と人のつながりを支援するインターネット上のサービス。

STEAM教育 (P6, 43)

STEM(Science, Technology, Engineering, Mathematics)に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA(Liberal Arts)を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

[参考: Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics(数学)]

SALKO (P61)

県が公式に運用しているスマートフォンを使ったウォーキングアプリ。県民総参加型のスポーツとして、県民にウォーキングを広く普及し、日常生活の一部に定着させることを目的として、本県が独自に開発した。

SDGs (Sustainable Development Goals) (P6, 52, 54, 55)

持続可能な開発目標。2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

SD (Self Development) (P81)

本人の意思で自分自身の能力向上や精神的な成長を目指すこと。また、そのための訓練。

あ 行

アウトリーチ活動 (P70)

「手を伸ばす」という原語から転じて、文化面では、日ごろ、文化に触れる機会の少ない人々や関心が薄い人々に働きかけ、文化活動を提供していくこと。

アクセシビリティ (Accessibility) (P7)

「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」を意味し、利用者が機器・サービスを円滑に利用できること。

アクセシブルな書籍 (P75)

視覚障がい者等が利用しやすい書籍のこと。点字図書、大活字本、録音図書、オーディオブック等がある。

アシスト企業 (P58, 87)

企業がもつ専門性や人材などの豊富な教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供する本県の登録企業。

イノベーション (P52)

新しい方法、仕組み、習慣などを導入して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらすこと。「新機軸」「革新」と訳される。近年は「技術革新」とほとんど同じ意味に用いられる。

イノベーター (P54)

社会や会社、身の回りのコミュニティに対して、自分自身を変えたい、新しく開拓したいと思ったことに、新しいインパクトを与えながら、よりよい方へ改革していく先駆者のこと。

医療的ケア (P78)

学校や自宅等で保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引、導尿等の医療行為のこと。

インクルーシブ教育システム (P7, 24, 33, 34, 91, 92)

障害者の権利に関する条約において示された教育のモデル。人間の多様性の尊重を強化する

ことや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加できるようにすることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。

インターゼミナール (P95)

大学・高等専門学校が日頃行っている研究や活動の成果を学生や地域住民の方々を対象に発表し、意見交換を行う場。県内では、高等教育コンソーシアム宮崎にて開催。

ウェルビーイング

(P4, 6, 8, 19, 24, 25, 31, 32, 46, 67, 74)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人ならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

栄養教諭 (P66)

児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教職員のこと。

エリアサポート体制 (P35)

発達障がいを含む全ての障がいのある子供が、適切な指導及び必要な支援を就学前から学校を卒業するまで一貫して受けることができるように、県内を保健福祉圏域に準じて7つのエリアに分け、エリアごとに拠点校を指定し、高い専門性を備えた教員を配置するなどして構築した本県独自の地域支援体制。

か 行

家庭教育 (P7, 9, 14, 19, 20, 28, 86, 88)

家庭において行われる教育であり、教育基本法第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

カリキュラム・マネジメント (P45)

児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図ること。

義務教育学校 (P19, 28, 91, 93)

一人の校長の下、原則として小・中学校の教員免許を併有した教員が、小学校から中学校までの9年間の一貫した教育を行う新たな学校種。

キャリア・パスポート (P57)

児童生徒が、キャリア教育に関わる諸活動における自らの学習状況やキャリア形成を見通し

たり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

キャリア教育支援センター (P57)

地域（県及び市町村）におけるキャリア教育推進の中核となる組織。学校等に対して、研修の支援や「よのなか教室（職業人講話等）」実施の支援、情報提供等を行い、学校と地域・企業等が連携したキャリア教育を推進するため、各種のコーディネーター機能を担う。県キャリア教育支援センターでは、各市町村におけるキャリア教育支援センターへのサポートや立ち上げの支援も行っている。

キャリアデザイン (P82)

自らの教職人生における将来の目標やゴールを定め、それを実現するための計画を立てること。

教育課程等 (P40)

幼稚園及び認定こども園における「教育課程」と保育所における「全体的な計画」。

教育支援センター（適応指導教室）(P37)

不登校児童生徒が学校生活に向けた復帰を支援することを目的に、教育委員会によって設置された施設のこと。

教育デジタルトランスフォーメーション (P7)

デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指すもので、第1段階（電子化）、第2段階（最適化）、第3段階（新たな価値創出）の3段階に分けられる。

教員育成指標 (P81)

教員がキャリアステージに応じて標準的に修得することが求められる能力を明確化したもの。任命権者（教育委員会）は、教員研修に協力する大学等で構成する協議会を組織して協議等を行い、教育委員会と大学等が目標を共有し連携を図りながら、地域の実情に応じて指標を定めることとされている。

共同学校事務室 (P78)

複数の小・中学校等が共同で事務・業務を行い、学校全体を取り巻く様々な事務の効率化・標準化を推進するとともに、教育活動への支援を行うことで、きめ細かな学習指導等の充実を図る。

居住地校交流 (P32)

交流及び共同学習の形態の一つ。特別支援学校に通う子供が、授業の一環として自分の住んでいる地域の小・中学校等の学校行事に参加したり、一部の教科等の学習を共に行ったりすること。

クラウド (P47, 48)

データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。

高等教育機関 (P28, 43, 53, 57, 67, 90, 95)

学校教育法第1条に定められる学校のうち、後期中等教育（高等学校）に続く上位の学校を意味する。具体的には、大学・短期大学・高等専門学校を指す。

高等教育コンソーシアム宮崎 (P95)

県内の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学術研究の充実・発展を図り、魅力ある高等教育づくり及び活力ある地域づくりに貢献することを目的として設立された組織。

高等特別支援学校 (P35)

軽度の知的障がいの生徒を対象とした高等部のみの特別支援学校。

合理的配慮 (P34)

障がいのある子供が、障がいのない子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、また、障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

交流及び共同学習 (P32)

障がいのある子供と障がいのない子供の相互理解を推進することを目的とする活動。

交流籍 (P32)

障がいのある子供が、多様な学びの場の柔軟な選択ができるように、特別支援学校と居住する地域の学校の両校に学籍を持つこと。

国際教育 (P52, 53)

国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育。異文化理解・交流等を進める従来の国際理解教育に加えて、海外子女教育、外国人児童生徒教育などを含む、より広い概念として使われ、主体性や発信力を重視する内容となっている。

国民スポーツ大会 (P22, 25, 60, 63, 64, 101)

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的に行われ、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典。令和5年（2023年）までは、「国民体育大会」と称するが、令和6年（2024年）第78回大会以降は「国民スポーツ大会」に改称される。

国民文化祭 (P21)

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、

産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、伝統芸能や文学、音楽、美術などの各種芸術、食文化などの生活文化等の活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与するもの。障がいの有無に関わりなく国民の参加や鑑賞機会の充実を図るため、「全国障害者芸術・文化祭」と一体的に開催しており、令和3年（2021年）に本県で開催。

心のバリアフリー（P32）

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、心の障壁を取り除くこと。

個別的教育支援計画（P34, 99）

学校が、家庭、地域及び医療や福祉、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で障がいのある子供への教育的支援を行うために作成し活用する計画。具体的には、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にしたりするもの。

個別の指導計画（P34）

学校が、障がいのある子供の実態を的確に把握し、各教科等の指導を行うために作成し活用する計画。障がいのある子供一人一人について、指導の目標、内容、方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するもの。

コミュニティ・スクール（P7, 18, 28, 86, 87）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき学校運営協議会を設置している学校のこと。各教育委員会が学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とする学校運営協議会を設置するもので、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。

さ 行

社会教育（P4, 7, 14, 18, 25, 28, 67, 68, 105）

社会において行われる教育であり、社会教育法では「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）。」と定義される。

社会教育関係団体（P21, 51, 68）

社会教育法では「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事

業を行うことを主たる目的とするもの」と定義される。具体的には、子ども会、青年団、婦人会、PTA、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、民間の青少年教育団体、各種のグループ・サークル等。

社会教育施設（P7, 21, 68）

人々の学習活動の拠点となる施設であり、公民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター等がある。

主幹教諭や指導教諭（P77）

学校の組織力を向上させるため、一定規模以上の学校や学校経営上必要があると認められた学校に設置した職。主幹教諭は、教頭と主任級の教職員の間に置かれる職で、児童生徒の授業を受け持ちながら、校務についての指導や指示、意見の取りまとめ等を行う。指導教諭は、専門的な知識や経験を有する指導力の高い教員から任用され、所属校や地域の教員に対して実践を通じた指導・助言を行う。

人権問題（P31）

（参考）：宮崎県人権教育基本資料に示されている人権課題。

[子ども、女性、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、ハンセン病患者・元患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者（性的マイノリティ）、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、その他]

※その他には、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別等が含まれます。

スーパーサイエンスハイスクール（P53）

科学技術系人材の育成のため、独自のカリキュラムによる授業や、大学・研究機関などとの連携、地域の特色を生かした課題研究などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

スーパーティーチャー（P82）

ほかの教員のモデルとなるような優れた教育実践力を持つ教員をスーパーティーチャーとして委嘱し、授業公開等を通して、優れた教育実践や高い指導技術等を県内全域に普及させることを目的とした本県独自の制度。

スクール・サポート・スタッフ（P78）

教員に代わって、授業準備や採点業務の補助、学習プリントや各種資料の印刷・準備、集金、備品教材の管理などを行うことで、教員をサポートするスタッフ。

スクールソーシャルワーカー（P37）

児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

スクールポリシー (P45)

各高等学校（中等教育学校後期課程を含む）の社会的役割等を踏まえ定められたスクール・ミッションに基づき、どのような資質・能力をどのようなカリキュラムで育成するのか、どのような中学生等に入学してほしいのかを示した教育活動の方針。スクール・ミッションとは、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、学校設置者が各高等学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像を明確にしたもの。

スクリーンタイム (P15)

平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間のこと。

スポーツツーリズム (P63)

スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しんだりすること。

スポーツメディカル (P63)

スポーツ外傷・傷害の早期発見や予防を行うこと。

スポーツランドみやぎ (P22, 60, 63)

スポーツキャンプの誘致や各種スポーツ大会の開催など、温暖な気候や充実したスポーツ施設等の本県ならではのポテンシャルを生かした本県の観光・交流の柱となる誘客や地域振興の取組。

生徒相談支援員 (P92)

県内の5校8課程の定時制・通信制の学校における生徒相談機能を充実させるために配置された専門資格を持たない支援員のこと。各学校の教育相談部と連携し、多様化する定時制・通信制で学ぶ生徒に寄り添って相談業務を行う。

世界ブランド (P71)

世界農業遺産、ユネスコ無形文化遺産、ユネスコエコパーク、世界ジオパークなど、世界的な認証機関による認定をうけたもの。

世界文化遺産 (P72)

1972年のユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づいて登録されるもので、世界遺産の3種類（文化遺産、自然遺産、複合遺産）のうちの文化遺産のこと。顕著な普遍的価値を有する記念物、建築物、遺跡、文化的景観などが対象で、我が国の世界文化遺産としては、「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」「原爆ドーム」「富岡製糸場と絹産業遺産群」などが登録されている。

全国障害者芸術・文化祭 (P21)

障がい者の芸術文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、全国持ち回りで開催しており、令和3年（2021年）に本県で開催。

全国障害者スポーツ大会 (P22, 25, 60, 62, 63, 64)

障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民や県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を図ることを目的とした障がい者スポーツの全国的な祭典。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (P15, 65, 101)

文部科学省が、全国の子供の体力・運動能力の状況を把握・分析し、関係する施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることを目的として、平成20年度から、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している調査。その中の実技調査として、握力や上体起こし等の体力テスト（小学校8種目、中学校9種目）を実施している。

専修学校高等課程 (P38)

実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う専修学校には、専門課程、高等課程、一般課程の3つの課程があり、高等課程は中学校卒業者を入学資格としている。高等課程を設置する専修学校を高等専修学校と呼び、高等学校と同じ中等教育機関に位置付けられている。

センター的機能 (P33, 35)

地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校が中核的な役割を担い、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校等を支援していくこと。

総合型地域スポーツクラブ (P61, 62)

幅広い世代の人々が、各自の興味・関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツ等に触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。

た 行

耐用年数 (P84)

文部科学省が定める「補助事業等により取得した財産の処分制限期間」。

地域学校協働活動 (P7, 18, 20, 28, 51, 58, 86, 87)

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとなり連携・協働して行う様々な活動。

中等教育学校 (P19, 93)

一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う学校。6年間の教育課程のうち、前期課程は中学校、後期課程は高等学校の基準を準用するが、中高一貫教育校として特色ある教育課程の編成が可能。

通級による指導 (P16, 17, 33, 34)

通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、各教科等のほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、「通級指導教室」などと呼ばれる学びの場で受ける指導形態のこと。障がいの状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供するもので、特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができるが、単なる各教科の遅れを補充するための指導ではない。

統合型校務支援システム (P48, 78)

教務系（成績処理、出席管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有するシステム。成績処理等だけでなく、情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を持つシステムのこと。

同和問題 (P31)

被差別部落や同和地区と呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということなどを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

読書バリアフリー法 (P75)

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」のこと。障がいのあるなしにかかわらず、全ての人が等しく読書を通じて文化的な生活ができる社会の実現に寄与することを目的に、令和元年6月に成立した。

トップアスリート (P63, 64)

オリンピック選手など、スポーツ選手の中でも特に一流選手として認められる者。

な 行

認定こども園 (P39, 40, 41, 100)

保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子供を対象に教育及び保育を一体的に提供し、さらに、地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。

は 行

ハザードマップ (P85)

地震、洪水、土砂災害など過去の災害のデータや地理情報などを基に、それぞれの地域で起こりうる災害を予測し、被害範囲を地図にしたもの。

部活動指導員 (P78)

中学校、高等学校等におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程として行わ

れるものを除く）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導や大会への引率などの職務を行う。

不登校特例校 (P37)

不登校児童生徒等に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校のこと。

フリースクール (P36, 37)

明確な定義はないが、不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

プログラミング教育 (P47)

コンピュータに意図した処理を行うよう指示できるという体験をさせながら、発達の段階に即して、必要となる知識・技能、プログラミング的思考などの資質・能力を育成するもの。

文化財保存活用地域計画 (P72)

市町村に所在する文化財の保存・活用について、各市町村が取り組んでいく具体的な目標や取組の内容についてまとめたもの。

文化資源 (P21, 28, 69, 71, 72, 102)

建造物（神社や古民家等）・美術工芸品（仏像や考古資料等）・民俗文化財（神楽や民具等）・記念物（遺跡や名勝、動植物等）・文化的景観（棚田等）・伝統的建造物群（歴史的な集落や町並み）等の文化財のほか、神話・伝承・郷土偉人など地域に根ざした生活文化に関する資源のこと。

ペアレントトレーナー養成講座 (P41)

保護者が子供とのよりよい関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子供の発達促進や行動改善を目的とした保護者向けの「ペアレントトレーニング」を実施するトレーナーの養成講座。

併設型中高一貫教育校 (P93)

同一の設置者による中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。併設型中学校の生徒は、入学者選抜を行わずに、当該の併設型高等学校に入学できる。

保育教諭 (P35, 39, 40)

幼保連携型認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ職員のこと。

ま 行

みやざき家庭教育サポートプログラム (P20, 88, 103)

子育ての悩みや家庭を取り巻く社会問題等を参加者同士がワークショップや話し合いを通して、今まで気付かなかったことに気付いたり、大切なことを再認識したりすることができる参加体験型プログラム。

宮崎県競技力向上基本計画 (P22, 60)

本県開催の第81回国民スポーツ大会に向け開催県として天皇杯獲得を目指すため、必要となる競技力向上の具体的な対策を示す指針として平成30年7月に策定。施策の4本柱を「推進体制の整備・充実」、「選手の発掘・育成・強化」、「指導体制の充実・強化」、「環境条件の整備」とし、育成期、充実期、躍進期、継続期の4つの期間に分けて対策を示している。

宮崎県文化財保存活用大綱 (P72)

文化財保護法に基づき、宮崎県に所在する文化財の保存・活用に関する基本的な方向性や根本となる重要な事項についてまとめたもの。

宮崎県高等学校教育整備基本方針 (P84, 92)

本県高等学校教育（中等教育学校後期課程を含む）の目指す姿を示すものとして、本県高等学校教育を取り巻く状況を踏まえ、令和3年3月に策定した、令和3年度から令和10年度までの8年間に行う教育環境の計画的な整備の在り方について示す方針。

宮崎県特別支援学校教育整備方針 (P93)

本県の特別支援学校の現状と課題に対応するため、令和4年2月に策定した、令和4年度か令和13年度までの10年間に行なう教育環境の計画的な整備の在り方について示す方針。

みやざきデジタルミュージアム (P71)

博物館等の所蔵資料など、ふるさと文化に関わる本県独自の素材をデジタル画像化・データベース化し、インターネットを通して情報提供している。

みやざき文化財情報 (P71)

県内の国指定及び登録文化財、県指定文化財の情報や所在地図等をインターネットを通して情報提供している。

みやざき弁当の日 (P66)

児童生徒の食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるための取組。

みやざき学び応援ネット (P67)

県生涯学習課のホームページ。生涯学習に関するイベントや講座、講師等の情報を提供している。

文部科学省総合教育政策局CSマイスター (P87)

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入及び実践に携わった実績を有する者。文部科学省等からの依頼を受けて、コミュニティ・スクールの導入及び拡充を推進する教育委員会や学校関係者等に対して、推進体制の構築や取組の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進する。

や 行

ヤングケアラー (P4, 13, 36, 37)

一般に、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。

ユネスコ無形文化遺産 (P72)

2003年のユネスコ総会で採択された無形文化遺産保護条約に基づき、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術などを対象に登録される。我が国の無形文化遺産としては、「能楽」「歌舞伎」「和食」「和紙」「風流踊」などが登録されている。

幼児教育アドバイザー (P40)

幼児教育の専門的知見や豊富な実戦経験を有し、域内の幼児教育施設への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等についての助言等を行う者。

ら 行

リカレント教育 (P6, 68)

学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと。

リフレッシュデイ・リフレッシュウィーク (P78)

教職員が勤務終了時刻に一斉に退校する日をリフレッシュデイと呼び、各学校ごとに週1回以上設定することとしている。また、教職員の連続休暇の取得を促すために、夏季休業中の1週間程度を県内一斉のリフレッシュウィークとし、原則、行事等を設定しないようにしている。

連携型中高一貫教育校 (P93)

設置者が異なる中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。市町村立中学校と県立高等学校等との間でも実施可能な形態で、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で一貫教育を実施する。

ロールプレイング (P83)

実際の問題場面を想定し、様々な役割を演じさせることで、問題の解決法を会得させる方法。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス (P77, 78)

やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

4 主な関連計画等一覧（令和5年6月現在）

	<p>宮崎県総合計画長期ビジョン （策定年月：令和4年9月） https://www.pref.miyazaki.lg.jp/sogoseisaku/kense/kekaku/20221220095931.html</p>	
施策1	<p>宮崎県人権教育基本方針 （策定年月：平成17年4月） https://www.pref.miyazaki.lg.jp/ky-jinkendowakyoiku/kurashi/jinken/hosin.html</p>	
施策2	<p>宮崎県特別支援学校教育整備方針 （策定年月：令和4年2月） https://www.pref.miyazaki.lg.jp/ky-tokubetsushien/kyoikukosodate/kyoiku/20220214110410.html</p>	
施策3	<p>いじめの認知から解消までのガイドライン （策定年月：令和2年9月） https://himuka.miyazaki-c.ed.jp/jindou/index.htm</p>	
施策6	<p>宮崎県「教育の情報化」推進プラン （策定年月：令和3年12月） https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/kyouikuseisaku/</p>	
施策9	<p>宮崎県キャリア教育ガイドライン （策定年月：令和4年2月） https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/teaching/page-4696/</p>	
施策10	<p>宮崎県競技力向上基本計画 （策定年月：平成30年7月） http://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/38577/38577_20180904160552-1.pdf</p>	
施策13	<p>宮崎県文化財保存活用大綱 （策定年月：令和4年3月） https://www.pref.miyazaki.lg.jp/ky-bunka/kanko/bunka/taiko2022.html</p>	
施策14	<p>宮崎県生涯読書活動推進計画 （一部改定年月：令和5年2月） https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/active_plan.html</p>	
施策15	<p>宮崎県働き方改革推進プラン （策定年月：令和5年3月） https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/news/post-9493/</p>	
施策16	<p>令和5年度 宮崎県教員研修計画 （策定年月：令和5年3月） https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/wp-content/uploads/2023/04/R05教員研修計画-v1.pdf</p>	
施策17 施策19	<p>宮崎県立高等学校教育整備基本方針 （策定年月：令和3年3月） https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kokokyoiku/kyoikukosodate/kyoiku/2021_seibihoushin.html</p>	
施策18	<p>みやぎきの地域と学校の連携・協働の推進（手引き） （策定年月：令和2年11月） https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/school_activities_material.html</p>	

・本計画の計画期間中に策定・改定が行われる可能性があります。